

いつか、くるときのために。



相続登記促進親善大使  
(法務大臣任命) 高橋恵子さん

娘：高橋佑奈さん

相続・遺言などのご相談はお近くの司法書士へ

令和5年2月は  
「相続登記はお済みですか」月間です。

(令和6年4月1日相続登記は義務化されます)

相談  
無料

令和5年2月1日(水)～28日(火)までの1ヶ月間は、  
滋賀県内の各司法書士事務所で相続に関する  
無料相談をお受けします。

お申込み、お問合せは  
相続登記相談センター

0120-13-7832

受付時間／平日 午前10:00～12:00 午後1:00～4:00 年末年始、土日祝日を除く



市民とともに150年、  
相続登記は司法書士へ

150th  
ANNIVERSARY



日本司法書士会連合会  
Japan Federation of Shihō-Shoshi Lawyer's Associations

滋賀県司法書士会  
大津市末広町7番5号司調会館2階

滋賀県司法書士会

検索

